

蓮田市障がい者関連施策に関する要望書（抜粋）

令和3年1月26日 蓮田市役所 健康福祉部福祉課障害福祉担当 大塚様

障害の理解及び制度の全般

1. 障害者差別解消支援地域協議会の設置状況について教えてください。

(福祉課回答)

埼葛北地区地域自立支援協議会において、部会の1つとして埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を設置しました。

令和2年11月24日に第1回協議会を開催し、障害者・支援関係者、保健・医療関係者、雇用関係者、権利擁護関係者、埼葛北地区基幹相談支援センター職員、市町職員から14名の委員を委嘱しました。

今後も、協議会を開催し、障害者差別解消について研究・検討してまいります。

5. 交通や医療費など障害者の生活に密接にかかわる支出が家計の負担を増大させています。負担軽減の為、また障がいのある人のさらなる社会参加のため以下の内容について実施してください。

① JRや高速道路料金など減免の範囲を拡大し、一日も早く精神障がい者も利用できるように関係機関に要請してください。要請の機会があったか教えてください。

(福祉課回答)

昨年度と同様でございます。JRや高速道路料金の減免につきましては、JR各社やネクソ各社が自社の公共性を鑑みて、会社ごとに判断をしております。こちらにつきましては、いわゆる企業努力の部分になります。昨年度、要請の機会はございませんでした。

② 在宅重度心身障害者手当を精神障がい者手帳2級の人にも拡大するよう県に働きかけてください。働きかけの機会があったか教えてください。

(福祉課回答)

昨年度と同様でございます。精神障害者保健福祉手帳2級の方は、当該制度において「重度の障害者」にはなっておりませんので、手当の対象にならないと考えております。昨年度、要請の機会はございませんでした。

③ 福祉タクシー券、燃料費助成券の給付枚数を増やすとともに、利用範囲や支給対象を拡大してください。

- ・福祉タクシー券は従前の発給枚数に応じて50枚の支給を行ってください。
- ・タクシーの初乗り利用を福祉タクシー券2枚まで認めてください。
- ・交付対象を身体障害者手帳下肢5級まで拡大してください。

(福祉課回答)

交付枚数を50枚にしてほしい、また、対象者について身体障害者手帳下肢5級まで拡大してほしいとのご要望ですが、福祉タクシー券及び燃料費助成券は、主に重度の心身障害者の方を支給対象としている制度となります。限られた財源の中で実施している事業となりますので、交付枚数及び対象者につきましては、サービスが低下することがないように、現状維持に努めたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

福祉タクシー券の利用を1回2枚まで認めてほしいとの要望ですが、福祉タクシー運営協議会事務局である埼玉県障害福祉推進課に蓮田市の意見として回答させていただきました。

④ 自立支援医療の自己負担を無料にしてください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。自立支援医療は、本人や世帯の所得に応じ、原則的には自己負担が最大でも1割負担を上限に軽減される仕組みとなっています。しかしながら、費用が高額な治療を長期間にわたって継続しなければならない方（いわゆる「重度かつ継続」の対象になっている方）に対しては、更に低い負担上限自己負担額を設定しております。

このように、すでに必要な方には相応の軽減措置が図られている制度でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

⑤ 埼玉県重度心身障害者医療費助成制度の拡充に向けて、以下の内容について県に要請してください。要請の機会があったか教えてください。

- ・65才新規取得者の制限条項を撤廃すること。
- ・助成対象は精神障害者手帳2級も全年齢に渡って対象とすること。
- ・精神障がい者の入院も助成対象とすること。
- ・所得制限については廃止してください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答となります。平成27年1月より、埼玉県のと綱改正に合わせ、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を支給対象者とし、65歳以上の新規の重度心身障害者の方を支給対象外といたしました。当該改正につきましては、高齢の方々は、介護保険制度などの高齢者の施策で総合的に支援していくという考え方に基づいております。

精神障害者保健福祉手帳2級の方は、現在のところ、重度心身障害者医療費助成制度上、「重度の障害者」とはならないと考えており、制度の対象外となっております。2級への対象拡大については、令和元年度にさいたま市などとともに埼玉県の補助事業の対象としてほしいと要望書を提出しました。令和2年度も引き続き、要望したいと考えております。

精神障害者の方の精神病床の入院につきましては、精神病床からの退院による地域移行の促進という側面から、現在は助成の対象からはずれております。ただし、精神障害者の方も一般病院の入院費用につきましては、助成の対象となっております。

所得制限の導入につきましては、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定するため、埼玉のと綱改正に合わせ、導入したものです。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、所得制限の基準としては、世帯所得ではなく、本人所得のみを対象とし、所得制限額は特別障害者手当の基準に準拠するものです。

暮らしの場に関わること

6. 蓮田市に障害者支援施設が設置できるよう、具体的な手立てを講じてください。

③ 家賃補助、重度者への加算など、精神障がい者を含めて誰もが安心して利用することができるホームの整備促進に向けた方策を示してください。

(福祉課回答)

グループホームの利用者につきましては、生活保護世帯または低所得（市町村民税非課税）世帯を対象に、利用者一人当たり月額1万円を上限に助成されます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のため、運営に影響が出ている施設もあるかと思われます。そこで、令和3年度末まで共同生活援助も含め障がい福祉サービスの在宅支援について認めることとしました。

今後につきましても、国の動向に注意しつつ、適正な障害サービスにかかる支援や支給に努めてまいります。

日中の活動の場に関すること

11. 就労に係る施策を拡充してください。

(福祉課回答)

市は、蓮田市社会福祉協議会に、蓮田市障がい者就労支援センター事業を委託しております。センターでは職業相談、就職準備支援、職場定着支援などの就労支援業務と、日常生活の支援、職業生活継続支援などの生活支援業務を行っています。利用登録者は103名おり、センターでは、利用者が安心して働き続けられるよう就労と生活の支援を実施しております。

また、就労に係る障がい福祉サービスには、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、就労移行支援があります。蓮田市における令和2年12月現在の支給決定状況は、就労定着支援が9件、就労移行支援が22件、就労継続支援A型が20件、就労継続支援B型が71件で合計122件となっています。

今後も、継続して、就労に係る障がい福祉サービスの適正な支給決定や障がい者就労支援センターとの連携を実施しながら、障がい者の就労支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

障がい者が安心して集まれる場所に関わること

12. 精神障がい者が安心して集まれる場所を提供してください。

**かもめ会に環境学習館の一部施設を貸していただけると聞いています。
進捗について教えてください。**

(福祉課回答)

かもめ家族会（サロンペンギン）の皆さまには、毎月第2月曜日の午後、中央公民館にて、精神障がい者の集まれる場所を運営していただいております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設利用等を制限されるなど運営にご不便等をおかけしているにも関わらず、熱心に当該事業を実施していただき感謝しております。引き続き、事業継続にご協力いただきますようお願いいたします。

(みどり環境課回答)

環境学習館には、集会室の整備を検討しております。進捗としては、令和3年度に設計を行い、令和4年度、令和5年度に施設の整備を予定しております。

- 13. 精神障害者当事者会「そよ風」の活動場所の確保に便宜を図ってください。
毎月、第3土曜日に定例会をしています。図書館を定期利用できるように
してください。また、定例会に精神保健福祉士を派遣してください。**

(福祉課回答)

蓮田市には、さまざまな団体がありますが、必要に応じて各団体で施設を予約していただいていることと思います。定例会の開催等につきましては、お手数ですが、同様に、そよ風様で施設の予約をしていただくようお願いいたします。

また、特定の団体の定例会に派遣するにあたり、精神保健福祉士を確保することは難しいと考えております。

何か相談等があれば、市福祉課、委託相談支援事業所*などにご連絡いただければと思います。市福祉課では、ケースワーカーが不在の場合もありますので、できれば事前に電話連絡等いただけると幸いです。

※委託相談支援事業所

○埼玉葛北障害者生活相談支援センターふれんだむ

電話：0480-36-2600

- 14. 地域活動支援センターを蓮田市に設置してください。
精神保健福祉士を常駐させてください。**

(福祉課回答)

地域活動支援センターは、埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町で委託しています。センターは宮代町にあり、精神保健福祉士（非常勤職員）が配置されています。

自立支援協議会構成市町では、現在のところ、新たに地域活動支援センターを設置することは検討しておりません。また、蓮田市単独で地域活動支援センターを設置することは財政的にも厳しいと考えております。

相談支援に関わること

16. 蓮田市には障がい者のための相談支援の事業所がありません。広域での設置となっていますが、蓮田市の障がい者には使いにくいものになっています。蓮田市に相談支援事業所が設置できるようにしてください。

(福祉課回答)

指定特定相談支援事業所は、蓮田市内に1か所あります。

委託相談支援事業所は、埼玉葛北地区地域自立支援協議会圏域に3か所あります。白岡市、宮代町、幸手市にそれぞれ1か所で、蓮田市内には委託相談支援事業所はありません。

相談支援事業の提供するサービスは、いわゆるアウトリーチという形で、事業所の相談員が家庭訪問等を行い、相談支援を行っております。委託相談支援事業所は市内にございませんが、利用される方のご不便はそれほどないと考えております。

相談支援事業所を増やすことにつきましては、今後の検討課題となります。個別でも結構ですので、具体的にどのようなところで、使いにくさを感じていらっしゃるのかをご意見をいただければと思います。

自立支援協議会では、指定特定事業所連絡会を定期的を開催し、指定特定事業所のスキルアップを図っています。

今後も、指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターとも連携を図りながら、圏域内の相談支援事業の充実に努めてまいりたいと思います。

新型コロナウイルス関連

23. 発熱時に受け入れてもらえる病院を教えてください。また、通院から検査までの手順と合わせて、広報等で周知してください。

(健康増進課回答)

発熱など新型コロナウイルス感染症の症状があるときは、「埼玉県指定診療・検査医療機関」に連絡の上、受診していただくことになります。詳細につきましては令和2年12月広報に掲載しております。

24. 感染時入院できる病院を教えてください。障害を理由に医療が受けられないことがないように、保健所、医療機関との連携を進めてください。

(健康増進課回答)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所が入院先や宿泊療養施設を手配することとなります。

26. 市は定期的に、障害者団体や施設・事業所の状況把握を行ってください。

(福祉課回答)

状況把握としましては、随時、福祉課などにご相談いただければと思います。本人やご家族、事業所等から相談いただき、職員が支援、対応した事例もございました。

可能であれば、蓮田市障がい者団体連絡協議会様の定例会などで、各団体・事業所などの状況を把握し、ご連絡いただけると幸いです。

27. 障害者の人権とくらしを守るために、障害福祉事業と利用者等に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を行ってください。

① 障害福祉施設等にアルコール消毒、マスクなどの衛生用品を安定的に供給する方策を講じてください。

(福祉課回答)

蓮田市の備蓄につきまして、障害福祉施設及び高齢者施設にマスク、消毒液を配布したほか、埼玉県の影響によりマスク等を施設に配布させていただきました。また、埼玉県から直接、各施設にマスク等を配布したということも聞いております。

必要に応じて、障害福祉施設、高齢者施設等に衛生用品を配布できるよう、埼玉県、関係課などとの連携を強化したいと考えております。

② 利用者・職員に感染者が出た場合や疑いが出た場合に、PCR検査等が速やかに行える体制を整えてください。

(福祉課回答)

埼玉県では、発熱などがある場合に受診し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療ができる医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関」として公表しており、蓮田市内には11箇所あります。

また、埼玉県受診・相談センターでは、受診先の確認や、医療機関を受診すべきか迷う場合などの対応について相談することができます。

入所施設や通所施設で感染者が出た場合の対応としましては、埼玉県東部福祉事務所に連絡が必要となると思いますが、蓮田市としても当該福祉事務所など関係機関とも連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

(健康増進課回答)

今後も、医療機関の検査体制の拡充について、保健所と情報共有を図ります。